

# 多子世帯の保育料軽減支援事業について

## 事業の目的

保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。

## 事業の概要

### 1 対象児童

- (1) 保育所等を利用する保育認定子どもであること。
- (2) 各年度の初日における満年齢が0～2歳であること（満3歳に達する年度の3月31日までにある子どもを含む）。
- (3) 特定被監護者（保護者と生計を一にする者（注））のうち、年長者から順に数えて2人目以降の者であると市町村が認めるものであること。  
 （注）① 保護者に監護されている者  
 ② 保護者に監護されていた者（①が青年に達した場合）  
 ③ 保護者に監護されていた者又はその配偶者の直系卑属（①及び②に該当する者を除く）
- (4) 市町村民税所得割合算額が169,000円未満の世帯（国庫負担金精算基準第5階層。年収640万円未満相当の世帯）に属する者であること。

### 2 対象施設（「保育所等」の定義）

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 地域型保育事業所（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
- (4) 特例保育を行う事業所、へき地保育所

### 3 事業内容

市町村は、対象児童の保育料を無料にするものとする。

### 4 事業開始年月日

平成29年4月1日

## 補助金の概要

### 1 補助事業者

市町村（指定都市を除く）

### 2 補助対象経費

多子世帯の保育料軽減支援事業の実施により基準保育料を無償化するために市町村が負担する保育料

### 3 補助基準額

国が政令で定める利用者負担額の上限額

市町村民税所得割合算額	基準保育料	
	保育標準時間	保育短時間
48,600円未満 (生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。)	19,500円	19,300円
48,600円以上 57,700円未満	30,000円	29,600円
57,700円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円
97,000円以上 169,000円未満	44,500円	43,900円

※1 国制度による多子軽減適用後の額を基準とする。

※2 月途中の入退所の場合は、日割り計算する。

### 4 補助率

2分の1以内